

絆

156号



自由民主党

前衆議院議員

桜田よしたか

日本！この国を強い国に！
～国・地域・家族を守る～



次期衆院選 争点は憲法改正問題だ！

自主憲法制定で取り戻そう！日本の誇り、日本人らしさ

2012年も余すところ2か月となりました。ふり返ると、内政面では**社会保障と税の一体改革関連法案の成立、自民党・安倍新総裁の誕生、民主党分裂**。外に目を向ければ、尖閣諸島を巡る日中間の深刻な対立、**韓国大統領の竹島上陸強行**とさまざまな出来事がありました。年内にもう一つ大きな政治決戦が控えているような気がします。

こうした予感を私が持つのは、野田内閣がすでに末期症状を呈しているからです。「政府・与党の連携を一層深め、内閣の機能を強化する」目的でスタートした第3次改造内閣は、田中慶秋法相が3週間もたずに辞任＝事実上の更迭＝したことで大きくつまずき、政権はレームダック（死に体）状態に陥りました。法律が禁止している外国人からの政治献金、暴力団関係者との交際・閣僚就任前に身辺を調査する「**身体検査**」は十分だったのでしょうか？“黒い噂”があることを承知しながら、「**思いづくり**」のため大臣にしたとしたら、国民軽視もはなはだしい話です。

野田首相の任命責任を問う声が国会の内外から湧き上がっています。秋の臨時国会を乗り切る体力が野田内閣に残っているとは思えません。また、**政権担当能力を失った政権が来年度予算を編成することは許されません**。もう一つ、「**近いうちに信を問う**」という、いわば国民との約束があります。政治に対する信頼を取り戻す意味でも、野田さんは自らが発した“**言葉の重み**”を自覚すべきです。

あれやこれや考えると、野田首相に残された道は年内に衆議院を解散し、国民の信を問うしかありません。

では、桜田義孝は次期総選挙で何を訴え、どのような政治を目指すのか——私は「**日本の誇り、日本人らしさ**」を取り戻すために、自分たちの手で新しい憲法を作ることを選挙戦の中心テーマとして訴えます。

「**憲法問題は地味である**」「**票にならない**」という声を耳にしますが、そんなことはありません。時代の要請にマッチした憲法を持つことこそ、**日本を強い国にし、国民の生命・財産を守ることにつながる**からです。不備が目立つ現行憲法では「**首都直下地震**」や「**南海トラフ巨大地震**」といった大規模災害に迅速的確な対応は出来ません。外国からの武力攻撃や原発テロへの備えも十分ではありません。緊急事態を想定し、平時に法律や即応態勢を整えておくこと、これこそが政治のあるべき姿です。東日本大震災で露呈した菅内閣の右往左往を思い出してください。非常時に泥縄式は通用しないのです。

どこを、どのように変えるのか—新しい時代を見すえた自民党憲法改正草案

自民党は、サンフランシスコ講和条約が発効してから**60年を迎えた今年4月、第2次憲法改正草案を発表**しました。日本が主権を回復した節目を記念し、「**新しい国のかたち**」を示したものです（草案要旨を本号の末尾に掲載しました）。「**日本国憲法改正草案**」は、党プロジェクトチームが現行憲法の前文から補則まですべての条項を見直し、全体で11章110か条（現行憲法は10章及び11章の補則で103か条）の構成になっています。

草案は**前文のすべてを書き換え**、日本の歴史や文化、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを謳いました。主な改正点は、**国歌・国旗の規定、自衛権の明記や緊急事態条項の新設、家族の尊重、環境保全の責務、財政の健全性の確保、憲法改正要件の緩和**など、時代の要請や新たな課題に対応した内容になっています。

戦後、長い間タブー視されてきた憲法改正論議ですが、世論の変化とともに法整備が進むなど環境が整いつつあります。憲法改正の手続きを定めた国民投票法が2010年に制定され、憲法改正原案の国会提出が可能になりました。国会では衆参の憲法審査会が1年前から動き出すなど議論の機運が出てきました。

私たちは次期総選挙で「憲法改正案」を論議のタタキ台として世に問い、国民の意見を取り入れながら中身を煮詰め、国会に提出することになっています。自民党の憲法改正案が国民投票によって成立すれば戦後初めての憲法改正であり、日本国民自らの手で作った真の自主憲法となります。私は、実務上の実施可能性を担保する観点から、安倍自民党総裁が主張するのと同様に、まずは**現行憲法96条**にある「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」が必要とされる憲法改正要件を**総議員の2分の1以上**に緩和することを強く主張しております。

私たちの手で、私たちの憲法を～自主憲法制定は自民党結党の原点

私たちの手で、私たちの憲法を作る——自主憲法制定は、自民党結党の原点であり、政治家桜田義孝の生涯のテーマでもあります。1955年（昭和30年）、自由民主党結党の際、制定された「党の政綱」には「**平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、また占領時法制を再検討し、国情に即してこれを改廃を行う**」とあります。私自身、政治家を志して以来、「**占領下で作られた憲法でいいのか。独立国にふさわしい憲法を持とう**」と自主憲法制定の必要性を訴え続けてきました。終戦直後の1946年（昭和21年）公布、翌年から施行された現行憲法が、**連合軍総司令部（GHQ）の案を基に作られたのは周知の事実**です。先ごろ、NHKで放映されたドラマ『**負けて、勝つ～戦後を創った男・吉田茂～**』（渡辺謙主演）では占領下、マッカーサー司令部に憲法草案を押し付けられて苦悩する吉田茂や白洲次郎ら当時の指導層の姿が描かれていました。

●拡大する法と現実とのギャップ

あれから65年。一字一句も改正されることのなかった日本国憲法は、現実とのギャップが目立ってきました。憲法前文を通読したことがありますか？相当な長文なので、一部だけ抜粋しましたが、1つのセンテンスが長い上、主語と述語の関係がつかみにくく、読みづらい（はっきり言って）悪文です。文章としてこなれていないのは、英文を無理やり日本語に置き換えた“痕跡”かもしれません。



白洲次郎（終戦連絡中央事務局次長）

GHQから「従順ならざる唯一の日本人」と言われた白洲次郎は、GHQの押し付け憲法に徹底的に抵抗した。

昭和21年3月7日の白洲次郎の手記には

「今にみている」ト云フ氣持抑レスヒソカニ涙ス・・・とあります。彼はまた、「日本は戦争に負けはしたが、決して奴隷になったわけではない」旨の主張もしております。

〈憲法前文の抜粋〉

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。



GHQ 民生局次長ケーディス大佐。



マッカーサー元帥（左）とGHQ 民生局長ホイットニー准将（右）。准将の指揮下にあるGHQ 民生局にてケーディス大佐（左写真）以下のスタッフが僅か9日間で憲法を作成した。

しかも、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」自分たちの「安全と生存を保持しよう」というのですから、お人好しにも程があります。このような認識では安全と平和は守れません。

憲法草案は、連合国軍総司令官マッカーサー元帥の命令下、米軍によってわずか9日間で作られ、半年間の帝国議会審議修正を経て公布されました。信じられない早業で作られただけに誤記、翻訳ミスなど、一国の最高法規にあってはならない大小さまざまの欠陥が見受けられます。次のようなケースです。

〔現在の条文表記〕

〔正しい表記〕

【誤記の例】「国会議員の総選挙」(7条) → 「衆院の総選挙と参院の通常選挙」

【翻訳ミス】「公務員を(国民が)選定(15条) → 「公選職の公務員(議員等)を選定」

このほか、現行憲法は内容的にも多くの問題点をかかえています。9条だけではありません。大災害時に必要な緊急事態条項はなく、新しい概念である環境権やプライバシーなどの規定もありません。歴代政権が法と現実のギャップを法文解釈で補ってきましたが(解釈改憲)、つじつまあわせは限界にきています。

●日本国憲法は「不磨の大典」か？ 諸外国は頻りに改正

21世紀になって10年以上が経過し、時代の変化に取り残された感のある憲法ですが、私たちは昔、学校で「憲法は『不磨の大典』だ」と教わった記憶があります。しかし世界の国々は、時代の変化・要請に合わせる形で憲法を改正し、新たな課題に対応しています。主要国を見ても、戦後の改正回数はアメリカが修正・追補する形で6回、フランスが27回、第2次世界大戦で日本と同じく敗戦国だったイタリアは統治制度を中心に15回、ドイツは憲法に当たる連邦共和国基本法をなんと58回も改正しています。(自民党HPより)

〈諸外国の戦後の憲法改正〉

アメリカ	6回
フランス	27回
イタリア	15回
ドイツ	58回
日本	0

「憲法」を正面から論じよう！～高まる改憲の機運！賛成派が5割超に

国家主権が著しく制限された占領下で作られた最高法規・日本国憲法。情報化が急速に進む21世紀にあって、私たちは焼け野原で誕生した憲法をいつまでも守り続ける必要があるのでしょうか。

各種の世論調査をみると、「いじってはいけない」と長い間いわれてきた憲法に対する国民の意識が徐々に変化してきています。例えば、今年2月の読売新聞世論調査によりますと、「憲法を改正する方がよい」と答えた人が54%と、改正賛成派が半数を超えました。昨年9月の調査(43%)に比べ11%の上昇です。「改正しない方がよい」は30%(同39%)に下がりました。賛成派を支持政党別でみると、自民党支持層で53%、民主党支持層で51%ですが、無党派層で55%と15%も跳ね上がっている点が注目されます。

改正に賛成の理由(複数回答)は、「時代の変化に憲法の解釈や運用だけで対応すると混乱するから」が54%でトップ、次いで「国際貢献など今の憲法では対応できない問題が生じたから」(33%)、「国の自衛権を明記し、自衛隊の存在を明文化するため」(28%)、「アメリカに押し付けられた憲法だから」(28%)などとなっています。一方、改正反対の理由は、「すでに国民の中に定着しているから」の49%が最多でした。

東日本大震災や原発事故、尖閣諸島などの国際緊張・時代の変化を肌身で知った国民の多くが、「国のかたち」を基本から見直すことを求めているのです。

自民党憲法改正草案(要旨)

〔前文〕

▽国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概などを表明。▽日本国は長い伝統と固有の文化を持ち、天皇を戴(いだ)く国家。

〔第1章 天皇〕

▽天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴。▽国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

【第2章 安全保障】

▽国権の発動としての戦争を放棄、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。▽自衛権の発動を妨げない。▽国防軍を保持。▽国は、領土、領海及び領空を保全、資源を確保。

【第3章 国民の権利及び義務】

▽国民は、常に公益及び公の秩序に反してはならない。▽公務員の選挙は日本国籍を有する成年者による普通選挙による。▽家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重。▽公務員は権利の全部または一部を制限できる。

▽環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

【第4章 国会】▽選挙区は人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して決める。

【第5章 内閣】

▽内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。▽内閣総理大臣の権限として衆議院の解散決定権、行政各部の指揮監督権、国防軍の指揮権を規定。

【第6章 司法】▽裁判官の報酬を減額できる条項を規定。【第7章 財政】▽財政の健全性の確保を規定。

【第8章 地方自治】▽地方自治体の長、議会の議員及びその他の公務員は、日本国籍を有する者が直接選挙。

▽国及び自治体の協力関係を規定。【第9章 緊急事態】▽外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

▽宣言は、事前または事後に国会承認。▽内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定、内閣総理大臣は、地方自治体の長に指示できる。▽何人（なんびと）も国その他公の機関の指示に従わなければならない。基本的人権は最大限に尊重。▽宣言の場合は衆院は解散されない。

【第10章 改正】▽衆参両議院それぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決一発議要件の緩和 ▽国民の投票で、有効投票の過半数の賛成で承認。【第11章 最高法規】▽憲法は国の最高法規であることを規定。



9月26日党本部にて、安倍晋三新総裁と共に。

柏に安倍晋三総裁が来る！

第111回平成目安塾

新春セミナー開催のお知らせ

【ゲスト】：安倍晋三自民党総裁

【日時】：平成25年2月1日（金）18:00～

【場所】：マリアチャペルマリバール柏（旧玉姫殿）

【会費】：10,000円

☆詳細については、後日HP、FaceBookをご覧ください

☆当セミナーに関するお問い合わせは桜田事務所

野口までお願い致します。

党員募集のお知らせ

【入党手続き】桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。

【党員種類】一般党員 年間 4,000円 家族党員 年間 2,000円

桜田義孝事務所

〒277-0814 柏市正連寺374 TEL:04-7132-0881 FAX:04-7132-6456

ホームページ <http://www.sakurada-yoshitaka.com/>

メールアドレス web@sakurada-yoshitaka.com

Twitter (ツイッター) <http://twitter.com/ysakurada>